

## 技術的審査依頼図書の注意点（新築・木造軸組工法）

### ① 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書について

- ・ 申請日を記入してください。
- ・ 技術的審査依頼者と(所管行政庁へ申請する)認定申請者は同じ人物としてください。
- ・ 押印があるか(申請者が複数の場合は、それぞれ異なる印影としてください。)
- ・ 技術的審査を依頼する認定基準の区分に誤りがないか？
- ・ 認定申請先の所管行政庁名に誤りがないか？

こちらから検索が可能です  
<http://www.hyoukakyoukai.or.jp/chouki/gyosei.php>

### ② 設計内容説明書について

- ・ 最新の帳票をご利用ください。(弊社ホームページからダウンロードが可能です)
- ・ 設計内容説明欄の内容が認定基準を満たしていることを確認してください。
- ・ 設計内容説明欄と設計図書の内容が整合しているかを確認してください。
- ・ 設計内容が記載図書欄でチェックされた図書に明記されてるかを確認してください。

### ③ 構造の腐食、腐朽及び摩損の防止について(劣化対策等級3+床下・小屋裏点検措置)

#### (通気構造)

- ・ 通気構造となる部分の、入口(通気水切)と出口(有孔板や棟換気)を明示してください。

#### (薬剤処理)

- ・ 外壁軸組等の薬剤処理で、図書に認定内容((社)しろあり対策協会認定防腐防蟻剤等)を明記してください。

#### (脱衣室の防水)

- ・ 2階の脱衣室の床は二重の防水措置が必要です。(CFシート+下地構造用合板特類等)

#### (小屋裏換気)

- ・ ルーフバルコニー下に部屋がある部分が、天井断熱となる場合は小屋裏換気計算が必要です。

#### (床下・小屋裏点検措置)

- ・ 床下、小屋裏点検口を平面図に明示してください。
- ・ すべての小屋裏空間が点検できるように計画をしてください。やむを得ない場合の措置としてダウンライト等の開口部からファイバースコープ等を使用して点検する場合は図書に明示をしてください。
- ・ ルーフバルコニーとなる部分も小屋裏点検口が必要となります。
- ・ 床下空間有効高さを矩計図に明示してください。

### ④ 地震に対する安全性の確保(耐震等級2以上)

#### ※壁量計算書について

- ・ 判定結果欄が全て「適」や「OK」となっていることを確認してください。

#### (壁量計算)

- ・ 小屋裏収納が床面積の1/8を超える場合は床面積に算入してください。
- ・ 床面積に乗ずる数値(軽い屋根、重い屋根)が正しいことを確認してください。
- ・ 床勝部分で面材耐力壁を使用する場合は、床勝仕様の壁倍率が確認できる認定書を添付してください。

#### (準耐力壁)

- ・ 横架材間高さに注意してください。梁せいにより変わりますので、最少梁せいでの検討をお勧めします。

(床倍率)

- ・ 階段、吹抜、天窓など存在倍率がない部分は計算に算入しないでください。
- ・ 床面で4周釘打を設定する場合は、伏図で4周釘打ができる梁配置であることを確認してください。
- ・ バルコニー部等で横架材に受材を設けて4周釘打をする場合は、受材の構造検討をおこなってください。
- ・ 火打構面を算入する場合は、火打梁の位置及び梁せいが伏図と整合しているかを確認してください。
- ・ 詳細計算法による床倍率を使用する場合は、詳細計算書を添付してください。

(基礎)

- ・ 布基礎又はベタ基礎の配筋内容、開口部直下及び隅部補強筋についてスパン表で検討をしてください。
- ・ 基礎伏図にはスパン表で検討をした補強筋の位置や鉄筋径を明示してください。
- ・ 外周部及び内部の基礎断面詳細図を添付してください。
- ・ スパン表に該当しない部分は許容応力度計算等が必要となります。
- ・ 基礎伏図にはアンカーホルト及びホルトダウンアンカーの位置を明示してください。

(床伏図、小屋伏図)

- ・ 火打隅長を明記してください。
- ・ 全ての梁せいを明記してください。
- ・ 柱頭・柱脚金物を明記してください。
- ・ 耐力壁の内容を明記してください。

**⑤ 維持保全を容易にするための措置(維持管理対策等級3)**

(配管点検口)

- ・ 排水管と設備機器の接合部、給水管と設備機器の接合部は、便所・台所・浴室・洗面台・洗濯機等の部位ごとに明示をしてください。

**⑥ エネルギー使用の効率性(断熱等性能等級4)**

(躯体の断熱性能)

- ・ 地域区分に間違いがないようにしてください。
- ・ 外皮面積等の計算根拠が確認できる図面を添付してください。
- ・ 断熱材性能について一般値以外を使用する場合は、熱伝導率等が確認できる資料を添付してください。

(結露防止対策)

- ・ ルーフバルコニー下に部屋がある部分が屋根断熱工法の場合は、通気層及び防風層が必要です。  
通気層を省略する場合は、防湿層を $0.082\text{m}^2\text{sPa/ng}$ 以上の透湿抵抗(JISA6930住宅用プラスチック系防湿フィルム等)とする、透湿抵抗比を計算する等の検討をおこなってください。

**⑦ 住宅の規模(評価機関での審査区分に含まれる場合のみ)**

- ・  $40\text{m}^2$ 以上ある階は、全て記入をしてください(階段部分の面積も同様です)

**⑧ 居住環境の維持及び向上への配慮(評価機関での審査区分に含まれる場合のみ)**

- ・ 居住環境基準に適合していることを確認し明記してください。
- ・ 都市計画施設等の区域外であることを確認し明記してください。
- ・ 基準は各行政の窓口やホームページ等でご確認ください。